

大野市総合教育会議運営要綱（平成31年公告第30号）の一部を次のように改正する。

令和3年 月 日

大野市総合教育会議

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議題の提示及び決定) 第6条 会議における議題については、 <u>行政経営部政策推進課</u> 又は教育委員会事務局（以下「事務局」という。）において案を作成し、市長及び教育長と調整のうえ、決定する。	(議題の提示及び決定) 第6条 会議における議題については、 <u>企画総務部政策局総合政策課</u> 又は教育委員会事務局（以下「事務局」という。）において案を作成し、市長及び教育長と調整のうえ、決定する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。